

■新型コロナウイルス禍における教育委員会（小中学校）の取組に対する質問について

1 小中学校の長期一斉休校後の今後の取組について

(1) どのような具体的感染予防対策を行っているのか。

- ・検温，手洗い，手指のアルコール消毒，校内環境，教室や用具・備品等の消毒，体育や部活，給食等について。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の指導を行っているのか（家庭科等でウイルス感染症の仕組みや予防法について指導する授業等があるのか。）

(2) 勉強等の遅れをどう解消していくのか。

- ・臨時休業により未指導になっている部分の指導をどのように行ったのか。
- ・標準授業時間数を達成できる見込みはあるのか。
- ・小学6年生，中学3年生への特別な対応はあるのか。
- ・生活リズムの立て直し，低下した体力を取り戻す取組は。
- ・年間行事の計画等の見直しは。（運動会・文化祭・修学旅行等）

(3) 児童生徒の心のケアについての対策は。

(4) 今後のオンライン授業への取組は。

- ・一斉休校が再び起こった場合のオンライン授業への取組。（タブレット支援等）
- ・低学年の保護者はオンラインでの家庭教育に心配を抱いている。休業などで，家庭学習の時間が長くなると，保護者が付き添えるかどうか，家庭環境で児童の学習への影響が出る。十分に児童に付き添えない家庭への対策は。

(5) スクールバスの運行対策は。

- ・スクールバスにおける「3密」を回避するための取組は。

(6) 特別支援学級の児童生徒への身体的接触による介護時の配慮について。

2 夏休み短縮による学校運営について

(1) 熱中症対策について

- ・エアコンは各教室に整備されているのか。
- ・給食の有無は。
- ・学校プールの運営は。

3 放課後児童クラブの運営について

- (1) 感染防止策と熱中症対策は。
- (2) 夏休み短縮による影響は。

4 コロナ感染者が学校で出た場合の対策について

- (1) コロナ感染者が学校で出た場合、個人の特定がされやすく、中傷の的になる可能性が非常に高いと思うが、コロナによる差別、いじめが生まれないように、現場の教職員は新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を持ち、児童生徒、その家族を守るための個人情報に配慮した対応など、学校現場で対策はできているか。

5 その他

- (1) 教育現場では、子どもの教育環境を守るためのコロナ対策に取り組まれ、大きく生活様式を変えている場所であり、児童生徒が教育環境に不適應を起ささないか心配である。児童生徒の活力が奪われないように、また、いじめなど起きないように気をつけていただきたい。
- (2) こんな時こそ学校・保護者・PTA・地域等の連携が必要では。

【Q1(1)】どのような具体的感染予防対策を行っているのか。

(A1-1)

学校においては、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』（文部科学省 令和2年6月16日 ver.2）を踏まえ、感染源を絶つこと及び3密（密閉・密集・密接）を防ぐことを基本に感染予防対策を実施しております。

「感染源を絶つ」取組としましては、外からウイルスを持ち込まないことが重要ですので、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにしています。

具体的には、登校前の検温等を実施し、風邪の症状がある児童生徒については、自宅で休養させることを徹底し、保護者から症状の悪化や感染が不安で休ませたい旨の相談があった際には、校長の判断で出席停止の措置を講じています。

また、登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」（別添）などを活用しています。家庭で体温や健康状態の確認ができていない児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行っています。

次に手洗いについてですが、児童生徒には、接触感染の仕組みについて理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、徹底した手洗いを実践させています。

具体的には、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要ですので、手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗うように指導しています。また、手を拭く際のタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導しています。

さらに、アルコール消毒や校内環境の整備につきましては、物品の表面の消毒には、消毒用エタノールや、次亜塩素酸ナトリウム消毒液が有効なことから、

児童生徒等がよく手を触れる箇所であるドアノブや手すり、スイッチなどの共用部分は 1日に1回以上、消毒液を浸した布やペーパータオル等を用いて拭いています。

また、児童生徒に新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けさせるため、学級活動の時間を中心に、免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導したり、3つの密（密閉、密集、密接）が重なる場では、集団感染のリスクが高まるといわれているので、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けるよう、指導しています。

さらに、保健体育の時間にもウイルス感染症の仕組みや予防法について発達段階に応じた指導を分かりやすく行っています。

【Q1（2）】勉強等の遅れをどう解消していくのか。

（A1-2）

令和2年3月2日から3月25日までの期間と、新年度に入ってから4月15日から5月31日までの臨時休校期間中において、トータルで46日間授業が実施できませんでした。（3月は17日、4月は11日、5月は18日。）

この臨時休校期間中は、学校が課す家庭学習と、教師によるきめ細かな指導や状況把握により、子供たちの学習が継続されるよう、各校の実態に応じた課題を作成配付し、家庭訪問等による対応で、学びの保障を行ってまいりました。

このことにより、昨年度末に指導すべき事項であった未指導部分については、4月の第1週程度で内容を精選して指導しており、すべての学年で遅れを取り戻すことができています。

また、学習指導要領に示された標準授業時数(1015時間)についても、学校再開後において、学校行事や授業内容を精選することにより、現段階では今年度中に達成できる見込みになっています。加えて、進路の指導の配慮が必要な最終学年（小学校第6学年・中学校第3学年等）の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう、各学校で時間割編成等を配慮しています。

また今年度は、これらの取組に加えて、夏休み期間中の7月に7日間、（7.21～31）、8月には10日間、（8.18～31）授業を実施する予定にしています。

さらに、冬休み期間中についても、今後の感染状況等を見ながら、授業実施を検討してまいります。

次に、臨時休校期間中の生活リズム（睡眠や食生活を含む）の乱れや、児童生徒の体力低下が懸念されたことを受け、学年ごとに時間割を作成し、生活リズムを崩さないような取組を行ったり、3月12日から4月23日まで各学校の校庭を開放する取組を行ってきました。

また体力維持や健康保持の観点から、熱中症対策を行いながら、体育の時間等を中心に、児童生徒の運動する機会も確保していきたいと考えています。ただし、この場合においても、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮し、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための防護措置を講じてまいります。

また、年間行事については、運動会は中止としましたが、修学旅行や文化祭などの年間行事については見直しを図り、感染防止対策を最優先しながら、教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し、できるだけ実施できるよう、時期や旅行先、開催方法等について十分に検討してまいります。

【Q 1 (3)】児童生徒の心のケアについての対策は。

(A 1-3)

自宅学習の遅れによる学習面の不安や、進路への不安、又楽しみにしていた学校行事の削減等による気分の落ち込みといった心理的な影響が懸念されることから、各学校では学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等を行い、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援、居場所づくりなど、各校の実情に応じた組織的な対応を行っています。

また、新たな不登校児童生徒を生まないように、早期に対応を行う中で児童生徒の心に寄り添い、不安や家庭環境に係る状況の変化を見逃さないよう、情報の共有化に努めてまいります。

【Q 1 (4)】今後のオンライン授業への取組は。

(A 1-4)

今後、いつ第2波が起きても対応できるように、家庭でICTを活用した学習が実施できるよう、児童生徒用タブレット等の準備や、ICT環境の整備を早急に進めてまいります。

具体的には、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフトを一体的に整備し、災害や感染症の発生等による臨時休校等の緊急時においても、ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境をできるだけ早く実現したいと考えています。

そのためにも、広島県教育委員会が推奨する「G Suite for Education(ジースイート)」と呼ばれる学習用クラウドサービスを導入し、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等が活用できるよう、各家庭の通信環境について把握し、端末やモバイルルータを用いたオンラインによる学習が学校と家庭で双方向に行えるよう、整備してまいります。

しかしながら、オンラインによる学習は、小学校の低学年等は十分に使いこなすことが難しいため、これまでと同様にペーパーを中心とし、児童生徒自らが主体的に学べるよう、教科書と併用できる学習課題を提示し、一人一人の児童宅を訪問し、添削指導を行ってまいります。

【Q 1 (5)】スクールバスの運行対策は。

(A 1-5)

車内において、3密とならないよう、バス会社においては利用者の状況に配慮し、過密乗車を避け、多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒したり、窓を開けて換気を行っています。

また、児童生徒には会話を控えること、マスクを着用することなどについて、しっかりと事前指導をしています。

さらに、自主登校期間中は、児童生徒等の安全確保と感染防止のために、教職員がバスに乗り、一定の距離の取り方や乗車時の留意事項等について現場において個別指導を行ってまいりました。

【Q 1 (6)】特別支援学級の児童生徒への身体的接触による介護時の配慮について。

(A 1-6)

特別支援学級では、通常学級に比べ、教職員が手で触れて文字や形を確認したり、教材や教具を共有させたりするケースが多いことから、多くの児童生徒

等に触れる箇所は頻繁に教職員が消毒したり、また、児童生徒が共用部に触れた後は、手洗いを丁寧に行うよう指導しています。

また、児童生徒が理解しやすいように、視覚的な教材で手洗いや咳エチケットの大切さや、必要以上に目や口に手を当てないこと等をわかりやすく指導しています。

さらに近距離で対面となる場面等では、マスクを着用するといったルールを互いに確認し、また、児童生徒等の距離を空けて指導しなければならない際には、教職員はマスクに加え、フェイスシールドを併用するなどして指導に当たっています。

【Q2】夏休み短縮による学校運営についてどのような具体的感染予防対策を行っているのか。

(A2)

夏休み期間中に授業を実施する場合においても、感染症予防のため、基本的にはマスクを着用し、咳エチケットを徹底することとなっていますが、気温が高い場合など、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した時には、マスクを外すなどし、熱中症予防に留意するようにしています。

その場合でも3密にならないよう、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保するよう、指導しています。

また、暑さを避け、こまめに水分補給をし、無理のない範囲で活動するよう、繰り返し指導するようにしています。

次に、各学校のエアコンの設置状況ですが、普通教室や特別支援学級の教室には、すべてエアコンが完備されています。しかしながら、特別教室（理科室や音楽教室）には一部の教室にしかエアコンが完備されていないことから、今年度は新型コロナウイルス感染症に係る臨時交付金を活用するなどし、冷風機や扇風機などを各校に整備する予定です。

また、夏休み期間中に授業を実施する場合は、給食を提供することとしております。暑い時期なので、食中毒には十分注意をし、会食は対面ではなくスクール形式で、会話を控えさせたり、多人数のクラスは3密を避けるため、空き教室を利用するなど、感染リスクを可能な限り低減するよう工夫をしております。

さらに、学校の水泳指導については、プールを使って授業を行う際に更衣室等で接触や密集を避けることが難しいことから、今シーズンは行わないこととしております。

【Q3】放課後児童クラブの運営について。

【Q3(1)】感染防止対策と熱中症対策は。

(A3-1)

感染防止対策としまして、施設の衛生管理を徹底するため、児童等が触れる物は定期的に消毒を行い、児童には手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を徹底しています。

また、常に窓を開けた状態で換気を行いながら、エアコンで温度調節を図るなどの対策を取っています。

熱中症対策としまして、お茶や帽子の持参を徹底させ、30分おきに児童を集め水分補給を行っています。屋外での活動時には必ず帽子を着用させ、暑さや湿度によって活動時間を短くしたり、室内活動に切り替えるなど、臨機応変に対応しています。

さらに、クラブごとで工夫をし、帽子の貸し出しや、児童が持参した飲み物が無くなった場合の対応も行っています。

なお、夏期は熱中症等により児童が調子を崩す恐れがあるため、保冷剤や冷却シート、スポーツドリンク等を準備し、緊急時に備えています。

【Q3(2)】夏休み短縮による影響は。

(A3-2)

放課後児童クラブでは、学校の休校等に伴って開所時間を調整しており、長期休校期間や臨時休校が生じた場合でも、しっかりとした対応が可能です。

夏休み期間中は、午前8時より午後6時まで開所して児童を預かっておりますが、夏休みの期間が短縮されても、児童及び児童クラブ、支援員への影響は特にありません。

【Q4】コロナ感染者が学校で出た場合の対策について。

(A4)

児童生徒に新型コロナウイルス感染者が出た場合には、児童生徒の安全を第一に考え、県教委が示している通知を参考に、各校で定めているマニュアルに基づき、各教職員が、自分の役割に応じた対応を行います。

マニュアルには、緊急連絡体制や教職員の役割分担を示しており、常日頃から訓練をし、慌てずに行動できるよう準備しております。

また、その際には、感染者とその家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう児童生徒への指導を徹底しております。

さらに、いじめ防止に対する指導は、日々の教育活動でも、組織的に取り組んでおります。さらに、新型コロナウイルス感染症に関しての具体的な取組としては、児童生徒が感染した場合や、その家族、または治療に当たった医療関係者等に対して、SNSなどで、誹謗中傷や差別的な書き込みをし、拡散させたりする行為や、新型コロナウイルスに関するいじめなどは絶対に許されない行為である、という事を学校では厳しく指導しております。

【Q5】その他

(A5)

教育現場のみならず、社会全体が「新しい生活様式」へ移行することが必要とされています。その様な中、学校では悩みを抱える児童生徒の早期発見のためアンケート調査を実施したり、トラブルが生じていないかなど、常日頃から目配りをし、何か気になる児童生徒がいた場合には、学級担任や養護教諭等を中心とした、きめ細かな健康観察や教育相談を実施し、発達段階に応じた指導を学校一丸となって適切に実施してまいります。

また、ケースによっては、関係機関やスクールカウンセラー等による支援を行い、児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口も事前に周知し、個々の状況に応じた指導を行ってまいります。

さらには、「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温や登下校時の児童生徒等の見守りなど、地域のボランティアの方々の協力を得ながら、学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ周知したうえで、もしもの際には冷静に対応できるよう、学校は各家庭への協力をお願いしておく

ことも必要です。

今後も毎日の健康観察はもちろんのこと、家族に発熱や咳などの症状がある場合には、学校と連携のうえ、場合によっては児童生徒等の登校を控えていただくこともあろうかと思えます。

このようなことから、常日頃から保護者や地域の皆様からのご理解とご協力を得られるよう、積極的な情報発信を心がけ、皆んなでこの困難な状況を克服してまいりたいと思えますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。